

# 国立大学法人群馬大学病院コンプライアンス委員会規程

平成 27. 4. 15 制定  
改正 平成 28. 4. 1

## (設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学に、医学部附属病院におけるコンプライアンスに関し公正かつ適正な対応を図るために、国立大学法人群馬大学病院コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (任 務)

第2条 委員会は、医学部附属病院長が別に置く医学部附属病院コンプライアンス推進室（以下「推進室」という。）から定期的な報告を求め、推進室が行う医療安全、保険診療、臨床研究、医療倫理、診療情報、個人情報管理等に関する法令及び規則等の遵守状況を監査し、指導を行う。

2 委員会は、推進室が立案するコンプライアンス推進計画及び教育・研修の企画について事前に審査を行い、その実施状況及び実施結果について監査し、指導を行う。

## (組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長 1人
- (2) 学外の医療・医学に関する専門的知識を有する医師等 2人
- (3) 学外の法曹又は報道関係等の有識者 2人
- (4) その他学長が指名する学部長等 2人

## (任期等)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条の委員は、学長が委嘱する。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員長が指名した委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

## (会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

## (報 告)

第7条 委員長は、監査の結果等を適宜学長に報告し、必要に応じて適切な措置について意見を述べるものとする。

## (事 務)

第8条 委員会の事務は、法務・コンプライアンス室において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月15日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。